

今、“女性が輝く社会”が必要なワケ ～男女共同参画でよくなる私たちの社会～

講座・イベントプランナー、講座企画塾主宰 吉田清彦

2015年10月9日(金)

於：岸和田市職員会館

1. 「女性が輝く社会」について

「女性が輝く社会」とは、どういう社会か

2. 「男女共同参画」とは

男女共同参画社会基本法（1999年成立）

※「育児をしない男を、父とは呼ばない。」

少子化対策としての男女共同参画←1.57ショック（1989年）

3. 「男女共同参画」や「女性が活躍する社会」が求められる社会・経済的な背景

(1) 世界の流れ

1985年 日本、国連の女性差別撤廃条約批准、男女雇用機会均等法成立

1986年 男女雇用機会均等法施行

(ほかに、労働基準法改正、家庭科の男女共修の段階的实施、育児休業法の制定など)

まだ解決されていない差別課題(民法)

①婚姻年齢②非嫡出子に対する遺産相続差別③待婚期間(嫡出推定期間)④夫婦別姓など

(2) 日本の事情

人口減少社会(労働人口激減社会)←(出生率の低下、高齢化)

→消費の減退・経済の縮小/医療費の高騰・財政破たん・社会保険制度の破たん

※人口ピラミッド

少子化対策としての男女共同参画から、「成長戦略」の一環としての男女共同参画に

4. 「男女平等」進まぬ日本

(1) 女性差別は存在しない。「差別」ではなくて「区別」だ、って?

「生物的性差」と「社会的性差」(ジェンダー)

(2) 女性差別はどこに存在するのか

ジェンダー(格差)指数/JEM(ジェンダー・エンパワメント)指数/HDI(人間開発)指数

5. 男女共同参画社会の実現に向けて

(1) 女性はもっと経済力を

賃金

雇用（非正規雇用者比率）

※M字カーブ

3歳児神話

マタハラ

国民年金の3号被保険者制度（専業主婦優遇措置）

●女性が働きやすい社会の実現を!!

(2) 男性はもっと生活力を

「生活自立していない男性は早死に」

※「男の生活自立度チェック」

平均寿命の男女差はなぜ

自殺者の男女比、阪神・淡路大震災の仮設の孤独死の男女比

「介護疲れ殺人・心中」

「生活」とは、家事・育児・介護・趣味（余暇）など「暮らし」（人の営み全般）

●男はもっと生活力を!!

(3) （男女共の）ワーク・ライフ・バランス

生きること（生活・暮らし・人生）を楽しめる働き方を！

「働くために生きる」のではなく、「人生を愉しむために働く」

男女ともに子育て（などの暮らし）と仕事（労働）を両立できる働き方を！

※男性の育児休業・育児時間の取得率アップを!!

●根本的な解決策は、労働時間の短縮を!!

6. 明るい未来（を自分たちの手でつくる）

【自助・共助・公助】

均等法世代→イクメン世代→さとり世代（みのたけ世代）

身近なところからの「男女共同参画」（まずは自分から→家庭→地域→企業・議会）

「かしこく生きる」ことのすすめ（情報に振り回されず、「自分の生き方」をもつ）

人間らしく生きる／生きがいをもって生きる

金持ち・物持ちから人持ち・時持ちへ

（女性の）起業

団塊世代の（男性の）子世代（孫育て）支援、CB、SB

7. 男女共同参画で地域を元気に！

国は舵を切った！（重い腰を上げた）あとは地方自治体から、企業から、個人から

自立する「地方」

福生市：住民力、自治力、地域力

武雄市、氷見市、千葉市、対馬市、尼崎市 etc.

藻谷浩介『里山資本主義』角川 one テーマ 21（新書）、『デフレの正体』角川 one テーマ 21（新書）、
木下 斉『稼ぐまちが地方を変える』（NHK 出版新書）、津久井 進『大災害と法』（岩波新書）